

東京農工大学グローバル教育院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (教育院長)                      第4条 (略)</p> <p>2 教育院長は、副学長又は教育職員の中から学長が任命する。</p> <p>3 教育院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、教育院長の任期の末日は、当該教育院長を<b>指名</b>する学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>本則                      (教育院長)                      第4条 (略)</p> <p>2 教育院長は、副学長又は教育職員の中から学長が任命する。</p> <p>3 教育院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、教育院長の任期の末日は、当該教育院長を<b>任命</b>する学長の任期の末日以前でなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>文言の修正</p>

附 則 (令和5年3月3日規則第2号)  
 この規則は、令和5年3月3日から施行する。